

# JR四国労組 自動車支部 ニュース

2024年10月11日 (No.3)

発行責任者/大谷 清

編集責任者/中村 鉄平

## 第2回自動車業務委員会開催！

10月1日、JR四国労組は本部会議室にて「第2回自動車業務委員会」を開催した。経過として、「総合労働協約改訂交渉」について報告。家族手当をはじめ6項目の前進が図られたとともに、ベースアップや55歳以降の賃金に対する考え方も示されたことを踏まえ、各種回答に対する妥結を承認した。

その後、年末賞与の要求内容について協議。現状として、要員不足により定期便の計画運休が継続する中、収入は事業計画を下回る水準で推移しているものの、少ない人員で助け合いながら安全・安心輸送を継続し、直近では9割を上回る収入が確保されていることを確認。さらには、この間の家族を含めた理解と協力があったからこそ、昨年度完全黒字化を果たし、今年度の計画では安定的な黒字計上という目標に取り組んでいるということを共有したうえで、最大の課題である要員不足の解決を図るために、年末賞与を通じた人財の確保・定着につなげるべく、要求水準のみならず、結果としても昨年の年末賞与や今年の夏季賞与を超えられるよう、交渉に臨むことを誓い合った。



## 「年末賞与」申し入れ！

(別紙参照)

要求額：基本給額の2.6カ月

支払日：2024年12月6日(金)

10月11日、会社に対して「年末賞与」の申し入れを行った。ジェイアール四国バスを取り巻く環境は危機的状況から脱した一方で、減便を余儀なくされるほどの要員不足が最大の経営課題となっており、依然として厳しい状況が続いている。こうした中、今春闘でのベースアップや夏季賞与がモチベーションの維持・向上につながっており、安全・安心輸送の確保にも重要であることを強く訴え、今交渉においても組合員の負託に応えるべく交渉に臨んでいく決意である。

以上

J R四国労組申第10号

2024年10月11日

ジェイアール四国バス株式会社

代表取締役社長 矢田 栄一 殿

四国旅客鉄道労働組合

執行委員長 大谷 清



2024年度年末賞与の要求について

ジェイアール四国バスを取り巻く経営環境は、コロナ禍が一定収束していく中で、2023年度決算で営業損益ベースでの黒字決算となるなど、ようやく危機的状況から脱した一方で、燃油価格等の高騰による影響が続いているうえに、定期便の計画運休を余儀なくされるほどの乗務員を中心とした要員不足が最大の経営課題となっており、依然として厳しい状況にあるといえる。そして、今年度に入ってから計画運休の影響などから、運輸収入が事業計画を下回って推移している。したがって、人財の確保・定着が急務であることが明らかであり、そのために必要な人への投資が求められる。

この間、JR四国労組として、安全と雇用の確保を第一義に、危機的な経営状態を理解しながら、家族にも影響するような厳しい提案を含め、各種会社施策に協力してきた。今後も安全・安心輸送の継続をはじめ、事業計画に掲げた各種目標の達成と黒字基調をより確かなものとすべく、労使一体となって取り組まなければならない。

とりわけ、2024年春季生活闘争における会社発足以来初めてとなるベースアップの実施や夏季賞与のコロナ禍前の水準への引き上げによって、各組合員のモチベーションが上がったこともあり、現下の要員体制であっても協力し合って運行が成り立っていると考える。今交渉においても、これまで会社を信じて奮闘してきた組合員の想いに応えることが必要不可欠であり、賞与が生活給であるとともに、さらなるモチベーションの維持・向上につながり、安全・安心輸送の確保にとっても重要であることを訴え、2024年度年末賞与を下記のとおり要求するので、誠意ある回答をされたい。

記

- 1 要求額 基本給額の2.6ヵ月
- 2 支払日 2024年12月6日（金）

以 上

ジェイアール四国バス株式会社  
代表取締役社長 矢田 栄一 殿

四国旅客鉄道労働組合  
執行委員長 大谷 清



2024年度準組合員（契約社員）の年末賞与の要求について

2024年度準組合員（契約社員）の年末賞与の要求については、士気高揚の観点から下記のとおり要求するので、誠意ある回答をされたい。

記

1 パートナー社員（定年退職再雇用者）

- (1) 基準額 契約基本賃金の2.6ヵ月分
- (2) 加算額 基準額該当者で契約更新が3回以上ある者は5,000円加算

2 パートナー社員（月給・日給適用者）

(1) 基準額

調査期間内の勤務日数	運転係	構内運転係	営業係等
65日以上120日未満	196,000円	185,000円	175,000円
120日以上	392,000円	370,000円	350,000円

- (2) 加算額 基準額該当者で契約更新が3回以上ある者は5,000円加算

3 サポーター社員（時給適用者）

(1) 基準額

調査期間内の労働時間	支給額
240時間以上350時間未満	90,000円
350時間以上450時間未満	135,000円
450時間以上550時間未満	202,000円
550時間以上650時間未満	219,000円
650時間以上750時間未満	236,000円
750時間以上850時間未満	255,000円
850時間以上950時間未満	275,000円
950時間以上	294,000円

- (2) 加算額 基準額該当者で契約更新が3回以上ある者は5,000円加算

4 支払日 2024年12月6日（金）

以上